

基本計画部会第4ワーキンググループ会合（第9回） 議事概要

1 日 時 平成20年5月27日（火）16:30～18:20

2 場 所 中央合同庁舎第4号館4階 共用第4特別会議室

3 出 席 者

廣松座長、引頭委員、宇賀委員、榊委員、佐々木委員、椿委員、出口委員、松井委員、
総務省（統計局）財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
東京都、神奈川県、日本銀行

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長、高木内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官
貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）安田総務省政策統括官付調査官
林総務省政策統括官付調査官

- 4 議事次第（1）民間事業者の活用の在り方について
（2）行政記録情報の活用について
（3）その他

5 議事概要

（1）民間事業者の活用の在り方について

事務局から、資料1、2に基づき、民間事業者の活用の在り方に係る論点に関する説明が行われた後、資料1の個別論点毎に審議が行われた。主な意見は次のとおり。

《論点1 調査員による実査業務の委託に慎重かつ十分な検討が必要な調査》

- ・ 今後、調査実施部局が調査を実施するに当たり、本WGで議論したことは一つのベースになると考えられるため、議論の結果については、例えば、「調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用される調査」として「閣議での報告を要する調査」等を挙げるなど、より具体的にまとめられることが望ましい。
- ・ 慎重かつ十分な検討を要する調査のうち、 の類型に該当する統計調査（国の統計調査の母集団フレームを提供することを目的とした調査）としては国勢調査及び経済センサス、 の類型に該当する統計調査（一定の行政分野等の母集団フレームを提供することを目的とした調査）としては商業統計調査、農林業センサス、国民生活基礎調査等、 の類型に該当する統計調査（調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査）としては労働力調査、小売物価統計調査、家計調査等が考えられる。
- ・ 今回、調査員による実査業務の委託に関して、慎重かつ十分な検討が必要な調査を参考として整理したことは評価できる。こうした調査のうち、及び の調査は精度が悪くなった場合に他の多くの調査に全般的に波及するような側面を持っているもの、また、 の調査は精度が劣化することによって政策運営に対して何らかの損失が生じることが大きいものということで、いずれも妥当と考える。

《論点2 統計の質の目標の設定及び明示》

- ・ 回収率等が委託先である民間事業者に過度のプレッシャーを与えメイキング等の不正行為を誘発することのないよう、回収のプロセスを国と委託先の民間事業者と一緒に管理して統計の質を担保していくような仕組みを確立することが必要である。
- ・ 回収率や記入率については、それらが悪いとしても調査の実査のプロセスに完全に責任があるものなのかどうか判然とせず、絶対的なものではない。したがって、これらの指標は第1段階のものであって、今後更に統計の質や指標に関する研究が必要である。また、その際は、プロセス管理が大変重要な視点であることに留意する必要がある。

《その他の論点》

- ・ 長期に受託している事業者と新規参入事業者との情報格差に起因した委託の固定化の問題については、資料2に上げられているような、調査の実施状況に関する情報を「(入札)実施要項」または「仕様書」に盛り込む等の措置を講じることにより回避できる。
- ・ 民間事業者の活用の際には、統計の質の低下のリスク、情報漏えいのリスク、不正発生のリスク、データ欠落のリスク等の様々なリスクや過去の活用実例等を十分に考慮する必要がある。
- ・ 法定受託による地方公共団体経由調査の場合、事業者団体からのヒアリングにおいても、コストダウンは難しいと述べており、民間事業者の活用により価格面でのメリットを得ることは困難である。
- ・ 受託事業者に対する支援方策については、民間事業者に対する利益供与に当たらないか等の点について少し整理しておく必要がある。
- ・ 調査員による実査業務の委託に関して、慎重かつ十分な検討が必要な調査があるという整理には、今後も登録調査員制度をある程度活用しようという明確な意思があるものと理解されるので、当該制度のてこ入れについても適当な場で更に議論を深める必要がある。
 - ・ 民間事業者による登録調査員の活用については、現在、登録調査員のボランティア精神で維持されている統計の精度を低下させる危険性がある。また、民間委託の委託費が少ないという問題に対しては、都道府県統計専任職員費の一部を委託費に含めるという方策も考えられるが、これは専任職員の定数の削減をもたらし、結果として様々な調査を組み合わせる体制を構築している都道府県の統計制度を壊してしまう恐れがある。したがって、こうした問題については、統計制度全般の問題として慎重な検討が必要である。

(2) 行政記録情報の活用について

法人企業統計調査への「有価証券報告書データ」の活用について、当該調査の実施者である財務省財務総合政策研究所から、その必要性等に関する説明が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ 有価証券報告書データが連結ベースであるのに対し法人企業統計調査が単体ベースと確かにベースは異なっているが、その分割は技術的に可能である。また、費用対効果の問題についても、エディネットにデータがあり非常に簡単にスキミングが可能なので、ほとんど費用はかからない。したがって、法人企業統計調査への有価証券報告書データの活用はすぐの実施すべきである。

当該活用に関連し、民間データを統計調査に活用している例として、消費者物価指数への「POSデータ」の活用について、当該指数を所管する総務省統計局から、資料5 - 1、2に基づき、利用方

法等に関する説明が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ POSデータを利用するに当たり、必ずしも調査会社から購入するという視点で考える必要はなく、例えば、現在、一橋大学で実施されている大規模なPOSデータの調査結果の成果の活用等も検討すべき。また、こうしたデータについては、調査研究により様々な活用方法の開発が可能なので、こうした具体的な方策の方向性を打ち出していくことが必要である。
- ・ IC乗車券については、その利用により、従来にない極めて短い時間での動態データが把握でき、国民の安心安全という面で非常に大きなインパクトがある。したがって、ある種の公共財として、その利用に関する考え方、基準を議論し、全体の方針を出してもらいたい。

行政記録活用推進のための仕組みについて、資料4の論点を踏まえ審議が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ 統計作成部局は、新たに統計を作成する場合、活用できる行政記録情報を調べることを原則にするという点だが、統計作成部局が調べて行政記録を把握しても、それが使えるか否かは分からない。したがって、公の場で、使用の可否を議論する仕組みを考えるべきである。
- ・ 新たな統計の作成に当たり、まず必要な情報が政府内部で得られるかどうかを調査して、その可能性を探ることとし、統計調査により外部に求めるのは補完的な位置づけにするという原則（補完性原則）は米国のペーパーワーク削減法でも採用されているものであり、行政コストの削減の面からも、民間の負担軽減の面からも望ましく賛成できる。
- ・ 統計作成部局が行政記録情報保有部局に集計を依頼する場合、その費用負担、特に依頼先が他省の時はどうするかということも議論をしておく、行政記録情報の活用が促進されるのではないか。

(3) その他

今回の第4ワーキンググループ会合は、6月10日(火)の16:30から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>